

都政改革本部設置要綱

(設置)

第1条 都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため、都政改革本部（以下「改革本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 改革本部は、都政改革を推進するため、次の事務を所掌する。

- (1) 都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 改革本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に定める者及び本部長が指名する特別顧問をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な課題を検討するためのプロジェクトチームを設置することができる。

(特別顧問等)

第4条 特別顧問、特別参与及び特別調査員は、本部長の命により、改革本部において、次の職務を行うものとする。

(1) 特別顧問

政策的見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行い、本部長に進言し、又は助言する。

(2) 特別参与

技術的又は専門的な見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行い、本部長に進言し、又は助言する。

(3) 特別調査員

特別顧問又は特別参与が行う職務を補佐する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、会議の開催に当たっては副知事、政策企画局長、総務局長、財務局長、第3条第3項の特別顧問のほか、案件に応じ、別表の本部員のうち必要な者を招集するものとする。

- 3 本部長は、改革本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、特別顧問、特別参与、学識経験を有する者その他の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、出席する本部員の過半数の賛成により、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 改革本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、総務局において担う。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長及び事務局次長は、本部長が指名する。
- 5 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革本部の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（本部員）

副知事
教育長
政策企画局長
青少年・治安対策本部長
総務局長
財務局長
主税局長
生活文化局長
オリンピック・パラリンピック準備局長
都市整備局長
環境局長
福祉保健局長
病院経営本部長
産業労働局長
中央卸売市場長
建設局長
港湾局長
会計管理局長
交通局長
水道局長
下水道局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
収用委員会事務局長
消防総監